

News Letter 2024年11月号

経営セーフティ共済

(中小企業倒産防止共済制度)

制度内容の改正に要注意！



経営革新等支援機関推進協議会

CONTENTS

- 1 経営セーフティ共済とは
- 2 4つのメリット
- 3 加入資格
- 4 加入・脱退状況
- 5 制度改正のポイント

① 経営セーフティ共済とは

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)は、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。**無担保・無保証人で掛金の最高10倍(上限8,000万円)まで借入れでき、掛金は損金または必要経費に算入**できます。

共済金の借入れが受けられる取引先の倒産

- 法的整理
- 取引停止処分
- でんさいネットの取引停止処分
- 私的整理
- 災害による不渡り
- 災害によるでんさいの支払不能
- 特定非常災害による支払不能

共済金の借入れが受けられない取引先の倒産

- 夜逃げ

② 4つのメリット

メリット1

無担保・無保証人で、
掛金の10倍まで借入れ可能

メリット2

取引先が倒産後、借入れできる

メリット3

掛金を損金、または必要経費に
算入できる

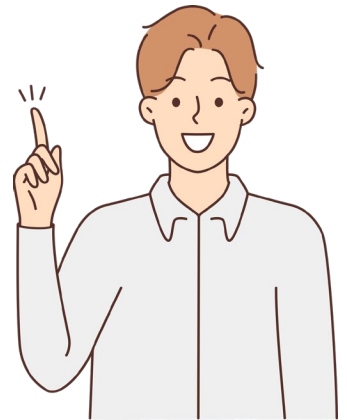
メリット4

解約手当金が受けとれる

③ 加入資格

加入資格については、業種等によって以下のとおり異なります。

- 製造業、建設業、運輸業等の場合、資本金額3億円以下又は、従業員数300人以下
- 卸売業の場合、資本金額1億円以下又は100人以下
- サービス業の場合、資本金額5千万円以下又は、100人以下 等

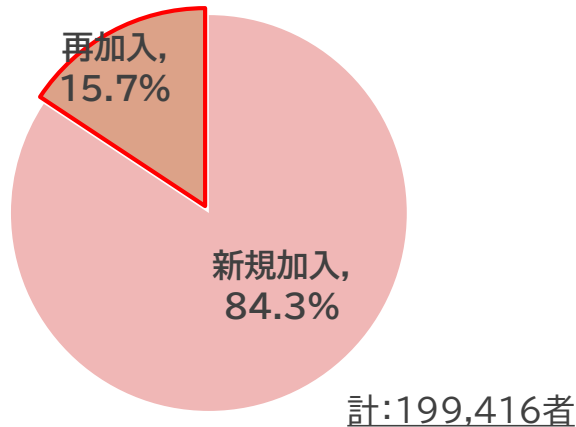


④ 加入・脱退状況

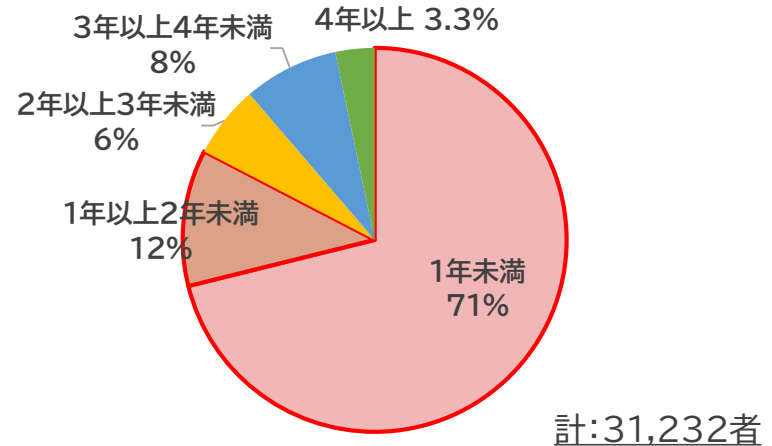
短期間で繰り返される脱退・再加入

- 加入者全体のうち再加入者は約16%。再加入者のうち2年未満に再加入する者は約8割を占める。
- 脱退・再加入は、積立額の変動により貸付可能額も変動することとなり、連鎖倒産への備えが不安定となるため、本来の制度利用に基づく行動ではない。

R2～R4における加入者の内訳



R2～R4の再加入者について、
脱退から再加入までの期間



出典:独立行政法人中小企業基盤整備機構

⑤ 制度改正のポイント



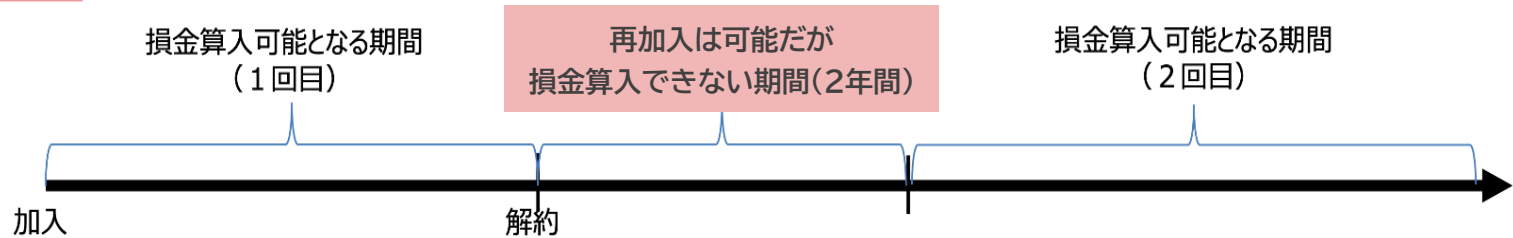
CHECK!

2024年10月からの改正ポイント

2024年10月1日以後、共済契約の解除があった後、再度契約を締結した場合には、その**解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に**支出する当該共済契約に係る掛金については、**損金(法人)・必要経費(個人)算入ができない。**



改正イメージ



脱退・再加入は、積立額の変動で貸付可能額も変動するため、中小企業庁は「**連鎖倒産への備えが不安定となる**ため、本来の制度利用に基づく行動ではない」と指摘しています。安定的な制度継続の為にも、正しい目的での利用をしましょう！

最後までご覧いただき ありがとうございました

▼▼今回の内容の公的サイトリンクは概要欄へ▼▼



経営革新等支援機関推進協議会